



みくには  
ハートに愛

# みく に 便 り

12月2日以降のマイナ保険証への移行に伴いまして、9月以降協会けんぽ等より事業所様へ被保険者の「資格情報のお知らせ」が届き始めました。

2024年10月1日発行

連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



## 被扶養者資格の再確認にご協力をお願いします

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認が実施されます。

本年も受託させて頂いている事業所様には、10月上旬以降弊社よりご案内させていただきます。

- 対象者：令和6年4月1日において18歳以上の被扶養者（協会管掌健康保険）
- ※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がないため、被扶養者状況リストはありません。
- 送付時期：令和6年10月上旬から10月下旬にかけて順次送付予定
- 提出期限：令和6年11月29日（金）（予定）

下記に該当する場合、添付書類の提出が必要です。

- 被保険者と別居している被扶養者→仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- 海外に在住している被扶養者→海外特例要件に該当していることが確認できる書類

※収入証明等の確認書類については例年どおり添付を省略しますが、確認対象者の収入が人手不足による労働時間延長に伴い一時的に130万円（60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者の場合は180万円）を超過する場合は、「一時的な収入変動」に係る事業主の証明の提出を求めます。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## マイナ保険証への移行に伴う対応について

### ◆従来の被保険者証の扱い

12月2日以降、健康保険証がマイナ保険証へと移行します。マイナ保険証に移行した後も、現行の保険証がすぐに使えなくなるわけではありません。そのため、令和7年12月1日までに退職する従業員からは、従来どおり保険証を返納してもらう必要があります。令和7年12月2日以降は、被保険者による自己破棄も可能となりますので、返納してもらわなくても構いません。

### ◆マイナ保険証を持っていない加入者への「資格確認書」の発行

新規加入者については、12月2日以降、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、会社を経由してマイナ保険証を持っていない加入者に発行されます。既存の加入者については、令和7年12月2日までに協会けんぽが必要と判断した人に対して発行されます。なお、資格確認書の取扱いについても、従来の被保険者証同様、有効期限内に退職した場合、会社に返納してもらう必要がありますので退職手続時にあわせて回収しましょう。

### ◆9月以降「資格情報のお知らせ」送付開始

協会けんぽでは、9月から既加入者に対する「資格情報のお知らせ」の送付を行っています。特定記録郵便で会社へ送付されてきますので、被保険者分があるか確認をして、各被保険者に配布をお願いいたします。資格喪失された方の分は、同封の返送用の封筒に入れて返送してください。なお、12月2日以降の新規加入者については、資格取得時に送付されてくることとなります。

「資格情報のお知らせ」とは

- 一部は携帯ししやすいよう切り取って利用可能なレイアウトの紙製カード。
- 健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号等の確認等に用いる。
- マイナ保険証で受診することができず、マイナポータルの資格情報画面を提示できない場合に、マイナンバーカードと併せて提示することにより受診可能。